

山梨県職業能力開発計画について

1 職業能力開発計画の概要

(1) 策定の根拠等

○職業能力開発促進法（以下、「法」）

（都道府県職業能力開発計画等）

法第 7 条第 1 項

都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

法第 7 条第 3 項

都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（都道府県に置く審議会等）

法第 9 1 条第 1 項

都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

法第 9 1 条第 2 項

前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。

→山梨県附属機関の設置に関する条例に基づき山梨県職業能力開発審議会（法第 9 1 第 1 項の規定による県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項についての調査審議に関する事務を担当）を設置。

(2) 計画に定める事項

法第 7 条第 2 項

都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定めるものとする。

法第 5 条第 2 項

職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- 二 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- 三 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

(3) 現行の計画（第 10 次山梨県職業能力開発計画）

① 策定の時期：平成 28 年 1 1 月

② 計画の期間：平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間

③ 計画の内容等：資料 1 - 3、資料 1 - 4 のとおり。

④ 基にした国の基本計画：第 10 次職業能力開発基本計画

（計画の告示は平成 28 年 4 月。計画の期間は平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間。）

- ⑤ 年次計画（実施計画）の策定：計画期間の年度ごとに実施計画を策定し、計画の着実な推進を図っている（平成 27 年度の実施計画は資料 4 のとおり）。
- ⑥ 計画の実施状況：資料 5 のとおり。

2 第 10 次山梨県職業能力開発計画

(1) 計画の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間

(2) 策定に当たっての基本的な考え方

①国が策定を予定している第 10 次職業能力開発基本計画に提示される実施目標や基本的施策を踏まえながら策定する（平成 28 年 3 月に計画の告示の諮問を予定。計画の告示は 4 月以降。これまでの取りまとめ状況は資料 6 - 1、6 - 2 のとおり）。

②県政運営指針「ダイナミックやまなし総合計画」（計画の期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間。計画の内容は資料 7 のとおり。）との整合性を図りながら策定する。

③今後 5 年間において県が実施すべき職業能力開発に関する施策等を明確にし、公共職業訓練や民間における職業訓練の推進を図るための基本となるべき事項を定めるものとする。

④計画期間の年度ごとに実施計画を策定し、計画の着実な推進を図るものとする。

(3) 各種調査の実施

計画策定の基礎資料として、職業能力開発に関する各種調査（基礎調査）を実施する予定。調査内容は次のとおり。

①専門職種別労働者需給状況及び職業能力開発に関するニーズ調査（今回報告する調査結果は資料 8 - 1、8 - 2 のとおり。）

②産業技術短期大学卒業生及び峡南校等技術専門校、就業支援センター修了生アンケート調査

③求職者に対する意識調査

④高校生進路希望等に関するアンケート調査

⑤県立高校進路指導担当教諭に対する意向調査

(4) 策定スケジュール（審議スケジュール）の予定

①平成 28 年 1 月・・・平成 27 年度第 1 回職業能力開発審議会

- ・第 10 次山梨県職業能力開発計画の諮問
- ・第 9 次山梨県職業能力開発計画の実施状況
- ・国の基本計画（第 10 次職業能力開発基本計画）の策定状況
- ・基礎調査の結果（一部）報告

②平成 28 年 2 月・・・平成 27 年度第 2 回職業能力開発審議会

- ・国の基本計画（第 10 次職業能力開発基本計画）の策定状況
- ・基礎調査の結果（一部）報告
- ・第 10 次山梨県職業能力開発計画の骨子案

③平成 28 年 3 月・・・平成 27 年度第 3 回職業能力開発審議会

- ・国の基本計画（第 10 次職業能力開発基本計画）の策定状況
- ・基礎調査の結果（一部）報告
- ・第 10 次山梨県職業能力開発計画の素案

④平成 28 年 5～6 月・・・平成 28 年度第 1 回職業能力開発審議会

- ・国の基本計画（第 10 次職業能力開発基本計画）の策定状況
- ・第 10 次山梨県職業能力開発計画の答申案

⑤平成 28 年 7～8 月・・・平成 28 年度第 2 回職業能力開発審議会

- ・第 10 次山梨県職業能力開発計画の答申